奈良県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり安堵町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十一年六月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
安堵町長　島田　悠紀夫	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成二十年九月十日	笠目地区	平成二十年度	平成二十一年三月三十一日